

「議会のあり方」検討協議会における部会での協議事項について党市議団の提案

「議会のあり方」検討協議会において、1. 議員の身分に関すること（仮称）、2. 情報発信等・市民参加の推進に関すること（仮称）、3. 執行機関に対する監視・評価、政策立案に関すること（仮称）、という主な3点の協議事項と、そのための協議を行なうための部会の編成について議論を進めています。

8月23日に開かれた「議会のあり方」検討協議会で、日本共産党は以下の内容について提案しました。

1.（仮称）議員の身分に関すること

- ・定数について
- ・報酬について
- ・他市の事例なども含めた専門的な知見 その他

2.（仮称）情報発信等・市民参加の推進に関すること

議会基本条例などの制定にあたって、基本方向を示し、市民への情報公開をした上で、市民の意見を聞き、市民参加を推進していく。

検討していく上での委員会等の傍聴はもちろんのこと、意思形成過程を可能な限り示しながら、市民意見を吸い上げ、反映していく仕組みをつくっていく。

市民の多様な意見を議会に反映し、議会のすべての公開、議会報告会の開催、わかりやすい市議会だよりを作成し、請願、陳情、市民の政策提案を重視して行なう。議会が市民にわかりやすくするよう用語解説や資料配布を行なう。

本会議・委員会のテレビ中継、委員会のインターネット中継、議会の定例記者会見を実施する。

その他、協議が必要な事項について。

3.（仮称）執行機関に対する監視・評価、政策立案・提言に関すること

議案についての十分な説明を市長に求め、他の政策と比較、財政措置、将来コストなどのわかりやすい説明を求める。

市長は、特別委員会・常任委員会への出席、答弁を行なうものとする。

議会として事業評価を行ない、議員間の討議を重視し、議会の質的向上をめざす。会派の意見を尊重して、政策立案をしていく。

市職員からも信頼される議会となるよう努力する。

その他、協議が必要な事項について。

4. その他

議員全員への説明を行い、意見を反映する場を設けること。

部会編成についての日本共産党市議団の提案

1 部会の構成

構 成 人 数	10人程度
各会派選出方法	各会派から選出される
座長の選出方法	座長は、あり方検討協議会で確認し分担する
無所属取り扱い	無所属は、部会に参加できるようにすること 少数会派に不利益にならないようにすること
協議会委員以外 の参加等	協議会委員以外でも参加可能とすること

2 開催方法

市民や議員など情報公開のために、
各部会が並行しないように開催し、同日の場合は、時間差で開催する

3 その他

- (傍聴の可否等)
- ・傍聴は行えるようにすること
 - ・委員外の議員の発言を認めること
 - ・議事録を作成し、公開すること
 - ・部会として公聴会を開くなど、市民意見を得る機会を持つこと。専門家の意見を聞くこと
 - ・全議員を招集し、説明会を開き、意見を反映する場を設けること

部会における協議事項や部会の編成については、8月23日(火)に、各会派から提案がありました。10月17日(月)午後1時30分から、「議会のあり方」検討協議会で議論が行われます。